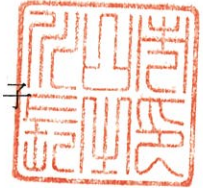


川福総発第 8 号  
令和8年4月10日

川口市監査委員 西原 信一郎 様  
同 金井 洋 様  
同 関 由紀夫 様  
同 飯塚 孝行 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年11月27日執行の福祉部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（福祉総務課）

福祉総務課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和8年3月24日に開催した「令和7年度第1回川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」に係る報酬について、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則り、令和8年4月9日に支出しました。

